

## 八雲町立図書館雑誌オーナー制度実施要綱

令和4年1月20日  
教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、八雲町立図書館雑誌オーナー制度（以下「オーナー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 オーナー制度の導入により、八雲町立図書館（以下「図書館」という。）において、より多くの雑誌を所蔵し、町民に対する図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(制度の内容)

第3条 オーナー制度は、雑誌を寄贈する者（以下「雑誌オーナー」という。）が雑誌の購入費を負担し、購入した雑誌を図書館へ寄贈することで、図書館が雑誌コーナーに配架し、図書館利用者の閲覧に供する。

- 2 雑誌の調達は雑誌オーナーが行い、配架位置及び保存並びに廃棄については図書館が決定するものとする。
- 3 図書館は、雑誌最新号カバーの両面、図書館館内及び図書館ホームページ等で雑誌オーナーの名称及び事業内容等を周知公表する。ただし、雑誌オーナーの申出により匿名にすることができる。

(雑誌オーナーの要件)

第4条 雑誌オーナーは、町内に事業所を有する企業及び団体を対象とし、個人は対象としない。

- 2 雑誌オーナーが、次の各号のいずれかに該当する場合は対象としない。なお、雑誌オーナーとしての期間中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
  - (1) 八雲町広告掲載取扱要綱第3条に定めのあるもの
  - (2) 政治活動又は宗教活動を行うもの
  - (3) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行うもの
  - (4) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行うもの

(周知の方法)

第5条 雑誌オーナーの周知方法については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌カバーの表面側

雑誌カバーの表面側には雑誌オーナー名を表示する。なお表示の大きさは縦5センチメートル×横15センチメートルの範囲内で雑誌面横幅を上回らない範囲とし、貼付位置はカバー底辺より5センチメートル程度上

部の中央付近とする。

(2) 雑誌カバーの裏面側

雑誌カバーの裏面側には事業内容等雑誌オーナーの希望するものを表示し、表示の大きさは、雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(3) 館内掲示

図書館内設置の掲示板に、オーナー制度の概要、寄贈雑誌名及び雑誌オーナー名を一覧にして掲示する。

(4) 図書館だよりへの掲載

月に1回発行している図書館だより『本はともだち』にオーナー制度の概要、寄贈雑誌名及び雑誌オーナー名を一覧にして掲載する。

(5) 図書館ホームページへの掲載

図書館ホームページにオーナー制度の概要及び寄贈雑誌名及び雑誌オーナー名を一覧にして掲載する。

(6) 雑誌オーナーの事業所に、雑誌オーナーであることを示す掲示物を表示することができる。

(7) 年度途中で申込みがあった場合は随時掲載を行う。

2 雑誌オーナー名は、前項各号においていずれも同一名称を用いることとする。

3 第1項第1号及び第3号から第6号については図書館が作成及び掲示並びに掲載し、第1項第2号については雑誌オーナーが作成するものとする。

(雑誌の選定)

第6条 雑誌オーナーは図書館が作成した雑誌リストの中から寄贈する雑誌を選定するものとする。

2 同一雑誌について、雑誌オーナーの申込みが複数あった場合は、原則として申込み時点における先着順とする。

3 リストにない雑誌の寄贈を希望する場合は図書館と協議を行い、決定するものとする。

(寄贈期間)

第7条 寄贈期間は、毎年4月1日から当該年度末の3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で雑誌オーナーの決定を受けた場合は、決定された月の翌月から当該年度末までとする。

2 前項の期間満了の3ヶ月前までに、雑誌オーナーから寄贈解除の申出がない場合は、次年度において自動継続するものとする。

3 雑誌オーナーは、寄贈期間の途中で解約はできないものとする。ただし、特別な理由が生じた場合はこの限りではない。

(雑誌の休刊等による変更)

第8条 寄贈雑誌が年度途中で休刊又は廃刊した場合は、雑誌オーナーと協議のうえ、別の雑誌に切替えることができるものとする。

(申込み)

第9条 雑誌オーナーになろうとする者は、雑誌オーナー申込書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、教育長に提出するものとする。

(1) 雑誌オーナーになろうとする者の概要がわかる書類

(2) その他教育長が必要と認める書類

(決定の通知)

第10条 教育長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査し、適正と認めたときは申込者に対し、雑誌オーナー決定通知書(第2号様式)により通知する。

(雑誌の購入先及び購入代金の支払いと納入)

第11条 雑誌オーナーは図書館の指定する町内納入業者から雑誌を購入する。

その際、支払方法等の取決めは雑誌オーナーと納入業者との間で行い、購入代金は雑誌オーナーが納入業者に直接支払うこととする。

2 寄贈雑誌は、納入業者が図書館に納入するものとする。

(雑誌の所有権)

第12条 この制度により寄贈された雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

(雑誌オーナーの取消)

第13条 雑誌オーナーに決定した者が、雑誌の寄贈中止届(第3号様式)を提出した場合、又は次の各号に該当することが明らかな場合、教育長は雑誌オーナー取消通知書(第4号様式)により雑誌オーナーに通知した上で、当該雑誌オーナーの決定を取り消すことができる。

(1) 寄贈する雑誌の購入代金を指定期日までに納入業者へ納入しないとき。

(2) 雑誌オーナー決定後の状況変化等により第4条第2項に該当したとき。

2 前項の取扱いに関して、図書館はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わない。

3 第1項の規定により雑誌オーナーの決定を取消した場合でも、すでに寄贈された雑誌及び購入代金の返還はしない。

(協議)

第14条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、図書館と雑誌オーナーが誠意をもって協議し解決を図るものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。